

米穀の新用途への利用の促進に関する 基本方針（案）について

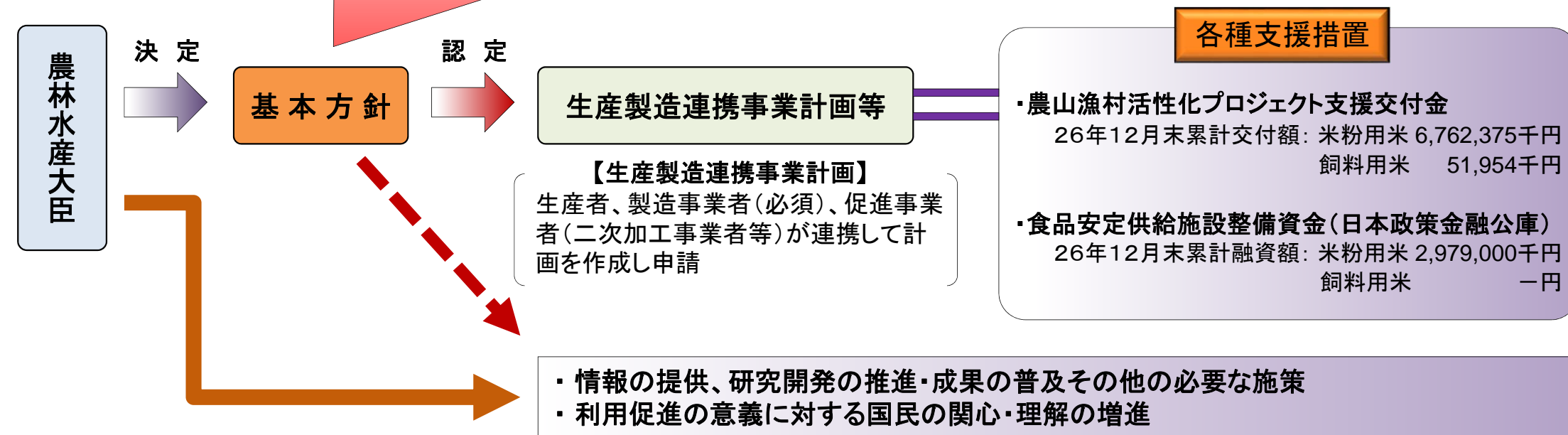
平成27年3月

農林水産省

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律の枠組み

- 米粉用米・飼料用米の利用を促進し、水田の有効活用と食料の安定供給を確保する観点から、平成21年に米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)が制定された。
- 同法では、米粉用米・飼料用米の利用の促進の観点から取り組むべき事項に関して基本方針を定めることとされており、基本方針は、おおむね5年ごとに定めることとなっている(現行基本方針は平成21年8月に決定)。

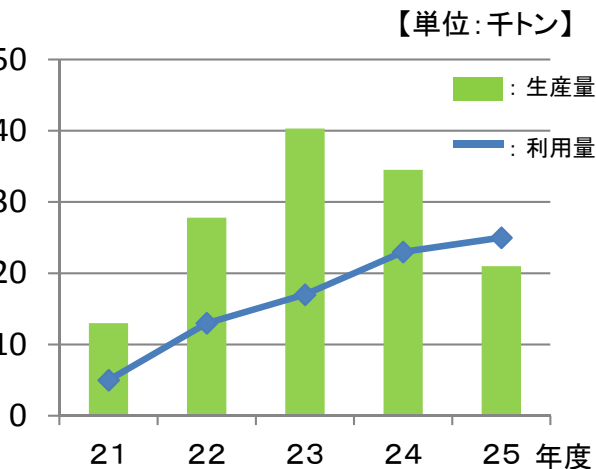
- 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めるものとする。【法第3条第1項】
- 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。【法第3条第5項】
- 法第3条第1項の基本方針は、おおむね5年ごとに定めるものとする。【施行令第4条】



○ 米粉用米の状況

- 米粉用米については、利用量は、平成21年度の5千トンから着実に増加しているものの、近年、その伸びは鈍化。生産量は、持越在庫による原料米対応が行われたこと等により、平成24年産以降減少。
- 今後の利用拡大を図るためには、①小麦粉に比べて高い製粉コストの低減、②消費者に魅力ある米粉製品の開発、③魅力ある製品を用いた米粉のアピールが課題。
- 一方、近年、米穀をピューレー状・ゼリー状に加工し、加工コストを低減したり小麦粉にはない保湿性や様々な形状に加工できる等の特性や機能性を付与する技術が開発されているところ。

米粉用米の生産量・利用量の推移



米粉関係者の主な意見

- ◇アンケート(26年8～9月): 生産製造連携事業実施者115名対象、回答者数95名
- ◇意見交換(26年9～10月): 米粉製粉企業、食品企業、流通企業計15社、地方の米粉食品普及組織(任意団体)代表者9名

- コスト低減等の取組が不十分
- 米粉の特性・機能性を踏まえた魅力のある商品を開発し米粉をアピールしていくべき
- 個別の実需者のニーズに対応した原料米の供給・製品の開発や消費者への商品ごとの正確な使い方への伝達が必要

製粉コストの比較

	原料価格	製粉コスト等	製品価格
米粉	30円程度	90～270円程度	120～300円程度
小麦粉	50円程度	50円程度	100円程度

注1) 原料価格は出荷段階のもの。
注2) 小麦粉製品価格は大手製粉企業の平均値。

新たな米穀加工品

◆コメネピューレ



- ・米穀を無酸素状態の蒸気過熱処理後に遠心調理機でピューレー状に加工しパン等に利用
- ・無酸素加工により原料の栄養価が保持でき、また、保湿剤の代替等としても利用が可能

◆米ゲル



- ・高アミロース米を炊飯後に高速攪拌しゼリー状に加工しパン等に利用
- ・加工条件により様々な物性に加工でき、パン・菓子等、多彩な用途に使用可能
- ・老化(時間の経過とともに水分が抜けて堅くなること)にくいパンの製造や、カロリー低減(卵・油脂の代替利用)が可能

○ 飼料用米の状況

- 飼料用米については、全国生産者団体（全農）が27年産について60万トンの目標を掲げ都道府県ごとに拡大に取り組む方針であること、（協）日本飼料工業会が約41万トン（中・長期的には約200万トン）の使用が可能と発表するなど、利用の拡大が進みつつある状況。
- このような動きに対応し、飼料用米を利用する畜産サイドで円滑な利用が図られるよう、①流通コストの低減、②畜産農家等における加工施設・機械の導入、③給与技術の普及等を推進していくことが課題。

○ 飼料用米の生産・利用拡大に向けた現場の動き

○ 生産サイドの動き

- 全国生産者団体（全農）においては、27年産の飼料用米について、60万トン（26年産の3倍強）の目標を掲げ、都道府県毎に飼料用米に拡大に取り組む方針。
- これを確実に進めるため、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売するスキームを創設する方針であり、飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前進。

【飼料用米の買取・販売の流れ】



○ 需要サイドの動き

- 27年産飼料用米について、畜産農家から新たな供給希望が寄せられているほか、配合飼料メーカーからも利用要望が寄せられており、引き続き、関係機関と連携し、生産要望のある耕種農家と畜産農家や配合飼料メーカーとのマッチング活動を推進。

【27年産に係る飼料用米の需要量】

- ・畜産農家の新規需要量：173件（約3.6万トン）（27年1月現在）
- ・全農グループ飼料会社：年間60.0万トン（使用可能数量：MA米・備蓄米含む）
- ・（協）日本飼料工業会組合員工場：年間40.8万トン
（中・長期的には約200万トン）（MA米・備蓄米を含まない）

○ 飼料用米の流通コスト低減に向けた方策(例) ○ 畜産農家等の利用拡大に必要な機械・施設 ○ 飼料用米の給与技術

【荷姿の改善】

- 紙袋（30kg/袋）、フレコンバッグ（700kg～1t/袋）
飼料工場への搬入前に別途、解袋作業が必要となる
- 純バラ（トラックの荷台に直接積載）
輸送トラックの荷台へそのまま積載し、飼料工場の荷受口まで直送



米粉砕機



飼料保管タンク



混合機

- 鶏向け → 「すなぎも」を有するため、粳摺りをせず粒の粳米をそのまま給与することが可能
- 牛、豚向け → 消化性を向上させるために破碎や蒸気圧ペン等の加工処理が必要

※ 最近では、粳摺りや乾燥調製を要しない低コストな給与技術として、破碎した粳米に水と乳酸菌を加え密封し、発酵させるSGS（ソフトグレインサイレージ）の取組が始まっている。



粳米



破碎した玄米



蒸気圧ペン粳米



SGS

○ 基本方針策定のポイント ①

○ このような状況を踏まえ、現行基本方針について以下のとおり改定。

現行基本方針

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

- 持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用して我が国の食料供給力の強化を図るため、水田において米粉用や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要があることを記述

第二 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

- 米穀の新用途への利用に当たり、生産者と製造事業者等との連携、競合品と競争し得る価格での供給、生産・流通・加工コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発が必要であること等について記述

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

- 法に基づく生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項を記述

新たな基本方針(案)

左記に加え、

- 新たな基本計画の策定に対応し、米粉用米・飼料用米の生産努力目標の記述を追加
また、米粉用として、加工コストの低減や米の特性・機能性の発揮につながる、ピューレー状・ゼリー状に加工利用する方法を位置付け

左記に加え、

- 米粉用米について、製粉コストの低減に向けた具体的な取組として、加工技術の改良、開発、普及を図ることが必要である旨の記述を追加
また、米の特性・機能性を踏まえた魅力ある商品開発が必要である旨の記述を追加
- 飼料用米について、畜産農家等における利用拡大に向けた具体的な取組として、バラ流通への転換、新たな加工施設・機械の導入、加工の効率化を図る取組が必要である旨の記述を追加

現行どおり

○ 基本方針策定のポイント ②

現行基本方針

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズの合致が必要であり、国・団体等の関係者がマッチングに努めるとともに、消費者等に対して米穀の新用途への利用の促進の意義の理解増進に努めるべきことを記述

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進に際しては、地域の水田の有効活用、適正な流通の確保、生産・利用における安全の確保、加工品に関する適切な表示に配慮すべきことを記述

新たな基本方針(案)

左記に加え、

- 米粉用米については、利用拡大に向けた具体的な取組として、用途の多様化に伴い、特定の品種の原料米を求める実需者への対応が必要である旨の記述を追加
また、国・団体だけでなく、製造事業者等が、自らの米粉製品を利用してその魅力のアピールに努める旨の記述を追加
- 飼料用米については、需要量の増加に対応するため複数産地が連携して実需者に飼料用米を供給することが必要な場合もある旨の記述を追加

左記に加え、

- 飼料用米による飼料の利用拡大に向けた具体的な取組として、家畜の種類に応じた効果的な給与技術の普及を図る旨の記述を追加

(参考) 関連施策 ①

米粉用米

利用促進

製粉コストの低減

商品開発

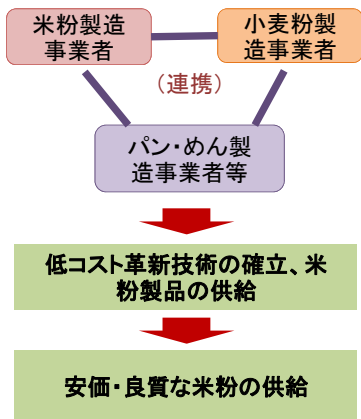
米粉のアピール

- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
(27予算概算決定:62億円の内数)
- 食品安定供給施設整備資金(日本政策金融公庫)
→生産製造連携事業計画の認定を受けた米粉製造事業者、米粉加工品製造販売事業者等の施設・機械整備を支援

例:米粉製造機械、製パン設備を導入し、生産製造連携事業計画に基づき利用を拡大



- 産地活性化総合対策事業
(27予算概算決定:26億円の内数)
→米粉製造事業者等が取り組む米粉製造コストの低減技術の開発を支援
→開発された米粉製造コスト低減技術の導入に必要な機械等のリースを支援
- 例:自社の米粉販売価格について、3年の取組期間内に3割以上引き下げ



- 産地活性化総合対策事業
(27予算概算決定:26億円の内数)
→米粉製造事業者が取り組む米粉と小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発を支援



しっとりとした食感



小麦粉よりも低い吸油率



玄米の機能性を付加

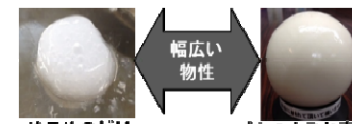
- 日本食・食文化魅力発信プロジェクト
(27予算概算決定:24億円)
→新たな技術やノウハウを活用した米の新商品・サービスの開発、提供に向けて民間事業者等が共同で行う取組を支援

例:展示品・試作機の開発、市場性調査、事業者向け展示会の開催

◆コメネピュレ



◆米ゲル



ゆるめのゼリー

ゴムのような高弾性

- 日本食・食文化魅力発信プロジェクト
(27予算概算決定:24億円)
→米粉消費拡大に向けて、「米粉倶楽部」の運営、民間による米粉普及活動の取組を支援



米粉料理コンテストの様子

(参考) 関連施策 ②

飼料用米

供給・利用体制の整備

給与技術の普及等

●農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
(27予算概算決定:62億円の内数)

●食品安定供給施設整備資金(日本政策金融公庫)

→生産製造連携事業計画の認定を受けた事業者の飼料保管・加工施設等整備を支援

●強い農業づくり交付金(27予算概算決定:231億円)

→バラ集出荷施設、畜産サイドの飼料用米保管タンク等の施設の新設・増設等を支援

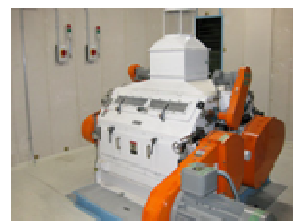
例:バラ出荷施設、畜産サイド飼料保管施設を導入



●配合飼料供給体制整備促進事業(26補正予算:4億円)

→バラ出荷施設、配合飼料工場段階の受入、保管、加工施設の導入を支援

例:配合飼料工場段階の受入、保管、加工施設等の整備



●飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業(26補正予算:59億円)

→粉砕機、飼料保管タンク、飼料混合機等の導入を支援

米粉砕機



混合機



例:飼料保管施設を導入し、生産製造連携事業計画に基づき利用を拡大



【飼料用米の推進体制】

